

檜山北部3町合併協議会
第2回 新町建設計画策定小委員会

日 時 平成16年8月16日（月）13時30分

場 所 北檜山町健康センター

檜山北部3町合併協議会 第2回新町建設計画策定小委員会会議次第

平成16年8月16日(月) 13:26~16:18 場所:北檜山町健康センター

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
会議録署名委員の指名について
報告第1号 新町における医療施策について
議案第1号 新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について
4. その他
5. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 大 野 忠 勝 委 員 朝 倉 満

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 濱 口 勝 利 委 員 用 名 要 一

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 齊 藤 洋 一 郎 委 員 中 山 修 身

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○幹 事

副幹事長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫 幹 事 碓 谷 恵 一
幹 事 高 野 利 廣

○小委員会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司
北檜山町企画商工観光課町づくり推進係長 山 内 保 夫

1. 開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

ただいまから第2回目の新町建設計画策定小委員会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、平田委員長より一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

2. 会長あいさつ

(平田委員長)

各委員さんにはまだお盆のさなかの中で大変多忙の中のご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

この厳しい日程になっていますけれども、この後合併のそれぞれの協議会も後ろに詰まっていますので、きょうは精力的にある場所まで行ってしまいたいなど、そういうふうに思っていますので、ひとつよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけですが、初めに小委員会設置規程第6条の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は9名、小田委員が欠席ということで通告を受けています。7名以上の出席がございますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、会議の議長は小委員会運営要綱第6条第2項の規定によりまして、委員長が当たることになってございます。平田委員長によりしくお願いしたいと思います。

なお、お願いでございますが、会議録を作成するに当たりまして、必ず委員長の許可を得てからマイクを持って発言されますようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

3. 議 事

(平田委員長)

それでは、議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第1の会議録の署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づく規定によりまして、朝倉委員と濱口委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号の新町における医療施策についてを議題といたします。

この関係については、前回の委員会におきましても、これから取り組むべき重要課題であるということから、この関係について幹事会の方に具体的に素案といたしますか、整理を検討お願いしてございました。幹事会からその方策について別紙のとおり提出されておりますので、この報告を求めます。

幹事会をお願いします。

(小林副幹事長)

福島幹事長がきょう休みなものですから、かわって私の方から報告をさせていただきたいと思えます。

経緯等につきましては、今、平田委員長から申されたとおりでございまして、そういう事情から幹事会といたしまして、この調査の方法についてまず議論をさせていただきました。

調査の方法としては、コンサルへの委託というふうなことも検討したわけですが、時間的な関係と、これを委託するにしてみても調査方針を明確にしなければならないと、こういうことから別紙のとおり3町の医療の現状を分析し、各般にわたる将来構想を「新町における医療施策について」として、幹事会としてまとめたものでございます。

この方針は8月9日開催の町長会議に提案し、了承をいただいていることと、8月12日には道南ロイヤル病院の事務長にも提示いたしました。そして、事務長からは本部と相談したい旨の前進的な回答をいただいているところでございます。

以上、第1回小委員会からの経緯を報告し、配付されました資料について朗読を中心にしながら説明させていただきたいと思えます。

まず、「新町における医療施策について」という件名でございまして、初めに地域の実情を分析したわけでございます。将来の対象人口が1万1,000人となると。そして、圏域と地域センター病院の八雲総合病院までの道路条件の関係を述べました。こういう形の中で、この3町の住民から、檜山北部地区に地域センター病院に準ずる医療機関の設置が求められているわけでございます。端的な例として、医療環境の充実を求める意見、これは67%であったと、こういうことでございます。これらを踏まえまして、檜山北部3町合併協議会の新町建設計画検討小委員会において、医療体制の充実を最重要課題として検討することになりました。その素案づくりを改めて幹事会で出せというふうなことでございますので、このことについての報告と、こうなるわけでございます。

一つとして、合併構成町の医療施設の状況でございまして、公立が大成、北檜山、瀬棚というふうなことで三つでございます。法人が道南ロイヤル病院と瀬棚の檜崎病院でございます。病床数につきましては合わせて162が一般でございまして、療養が159、医師の数は14人ということで、主な診療科目は記述のとおりでございます。

2ページに入らせていただきます。2番として、新町の医療体制についてでございます。合併構成町の医療施設の状況は前述のとおりであります。医療機関相互の連携は十分とは言えない状況であります。

また、町立病院の経営は慢性的な赤字体質で、経営の効率化と良質な医療の確保策が求められているところでありますので、合併を契機に、現行の医療体制の継続は避けなければならない。そのためには現有の医療資源の改善を図るとともに、公的医療機関と民間の医療機関が相互に密接な連携のもとに診療内容の分担や高度な医療機器の共同利用、電子カルテ化あるいは代替当直医師の相互派遣など、実情に応じ機能させ、住民のニーズにこたえる医療体制を目指す必要があると、こうまとめてございます。

具体的な方策でございます。まず①として、主幹病院でございます。新町に準総合的医療を行う主幹病院を1カ所設置するものとし、これには北檜山町国保病院の改築整備がまず考えられます。しかし、改築整備には多額の事業費がかかり、将来的な経営も潤沢に推移できる見きわめが立ちにくい状況にあります。特に医療法に基づく改築整備後の医師基準数は8人以上となります。現有の3人から5人以上の医師確保は極めて不可能であるという分析をしたわけでございます。かかる情勢から、現有で人工透析治療などの高度医療や療養型病床、リハビリ機能などが充実している道南ロイヤル病院の一層の機能拡充を図り、一般病床を整備するなど主幹病院としての役割を担ってもらうということでございます。

二つ目としてサテライト医療機関でございます。老朽化が進んでいる国保病院の改修を図り、診療所化し、瀬棚町国保診療所とともに予防医療に重点を置き、主幹病院のサテライトの診療所とする、いわゆる診療所は主幹病院との連携体制をつくると、こういうふうなことでございます。

次、3ページ目でございますけれども、救急医療でございます。救急医療で専門性が必要な医療は20から30%と言われております。自己完結するためには、専門医と多くの設備など莫大な費用が必要になることから、脳外科や緊急の開腹手術ができるインフラを整備することは現実的ではありません。しかし、救急医療体制は消防体制と同様に、出動しなくても常に万一に対応できるよう整備しておく必要があります。費用効果率を考え、1カ所に集約し、整備する必要があります。主幹病院に夜間休日も含めた24時間受け入れ可能な救急外来病棟の整備をし、急患対応を行う。ただし、大成町については地理的条件を考慮し、時間外救急患者の対応を行うものとする、ということでございます。

当直の医師につきましては、主幹病院の医師とサテライトの診療所の連携から輪番でこれを行い、地域全体の救急を受ける体制とする。

瀬棚町、大成町の地域的なハンデの急患対応については、一次治療を診療所で行い、病状に応じて主幹病院への搬送が必要になります。そのためには、救急救命士の育成や搬送自動車の整備により敏速に次の医療につなげていく体制づくりが必要になるわけでございます。

4番目として、整形外科の充実です。1次産業従事者や高齢者の多い地域柄の整形外科分野の患者が増加していることから、主幹病院に整形外科の専門医を配置し、骨折の整復などの手術や外傷に対応できるようにしたい。人工骨とうなどの全身麻酔の手術への対応は、症例数や手術前の維持運営を考えると、後方病院へ依頼することといたしますが、最低限MRIの機械の導入が必要になると、ということでございます。

5番として、在宅医療でございます。当地域は、寒冷積雪といった気候条件や核家族化の進行によりまして、施設依存度が高いわけでございます。在宅医療を推進し、医療費を削減するためには保健福祉分野との連携のもとに往診を初めとし、医師の処方、指示のもとに訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハなどを一層推進する必要があるわけでございます。

さらに、在宅医療を円滑に運営するためには、中間施設の整備と既存施設の有効活用が大事であります。特に国保病院の診療所化による入院ベッド数の減に対応するためには、介護老人保健施設や、グループホームの整備が必要となると、ということでございます。

六つ目として、医療と保健・福祉・教育の連携でございます。合併は、社会資源を一元化してスリム化し、経費を節減することが主目的であります。少ない社会資源を有効に運用していくために、保健・医療・福祉・教育部門の連携は欠かせないわけでございます。幾ら医療機関を充実させても病気が減るわけではありません。地域の健康、労働力を確保していくために、高齢になっても元気で働ける地域を目指し、健康増進、健康診断、地域リハビリ、健康教育を充実させて医療費を削減する体制にすることを最終目的としたいと、こういうことでございます。

7番として、改善すべき課題。医療運営に対する行政の指導的責任、予防医学、保健活動の推進、医師給与の適正化、医師の確保策、コメディカルスタッフ、医療機関技術職員のスタッフでございますけれども、これの確保、同じく待遇の見直し。最後に、保健・医療・福祉・教育関係職員の研修、こうして終わりとして、以上、新町における医療施策の方向性について、現状の分析から将来に向かっての構想を提案いたします。提案をまとめるに当たっては、保健福祉専門部会からの意見を参考としたものです。

なお、民間病院の財政支援の方法、公と民との医療機関の業務提携、診療所化に伴う余剰職員の身分上の取扱いなどにつきましては、今後、道庁関係課と協議する予定であります。

また、現在の国保病院と診療所移行後の経営分析についても、調査することを申し添えたいと思います。

以上でございます。

(平田委員長)

どうもありがとうございました。

今、幹事会の方から医療の関係についての内容の報告がございました。これについてこれから協議をしてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

(斉藤委員)

一つ初めに、お伺いしたいと思います。サテライトというのは、これはどういう意味なのですか。

(小林副幹事長)

これはちょっとお話ししましたけれども、基幹病院を道南ロイヤル病院に位置づけしてございます。そして、国保病院を診療所化にしますという提言でございまして、このサテライトというのは主幹病院との連携と、こういうことでございます。

(斉藤委員)

ちょっとまだぴんとこないのですけれども、主幹病院といわゆるその支所的な病院と、そういう意味ですか。

(小林副幹事長)

はい。主幹病院からの医師の派遣だとか、診療所からの主幹病院に対する医師の応援だとか。

そういう連携、連絡を密にすると、こういうふうなことで、診療所は診療所単独ではなくて、主幹病院が中心になってこれを動かしていきますよと、こういうふうな構想でございます。

(齊藤委員)

わかりました。

(大野委員)

内容説明、よく理解したつもりなのですが、例えば、果たして公と民がうまく医療体制ができるのかなということです。それが長期にわたってできるのかな。ということは、あくまでも民間の病院というのは利益追求ですから、うまくいって黒字になればいいけれども、またもや赤字だと、そういうことになると大変な事態が生まれるのではないかな。確かに、医者確保というのは大変難しい問題だけれども、一番私が気にしているのは、公と民が果たしてうまくいくのかな。今までそういう例があるのですか、全道的に、また全国的にも。そのことをまずお聞きしたい。

(小林副幹事長)

私どもも、常に大事なことは保健・福祉・医療というふうな、こういう形が住民に対して必要なことだなというふうなことでございまして、先般、道南ロイヤルの事務長さんとお話しさせていただきました。それで、道南ロイヤルの事務長さんのお話では、私どもは医療だけを専門にはやりません。保健、福祉もやります。そして、事例として見れば、本州の方でこの道南ロイヤル病院が現実に市の公設病院と委託して、そして経営している、非常にうまくいっているというふうな事例も報告されております。この話につきましては、当然今方針を出しているわけでございますけれども、ご了解をいただければ一層道南ロイヤルとの話し合いというのは進めていかなければなりません。財政問題も含めて、公と民、これをうまくやっていくというふうな方向性を注文つけていかなければならないし、私どもは絶対それを欠かすことのできない問題だというふうなことで認識しております。

(平田委員長)

この関係については以前に、北檜山町さんだけのいろんな協議があったということもちょっと聞いていますので、その辺も、もしよかったら北檜山町の方からも、過去にこういうことが議会でも議論されたというのを話に聞いていますので、よろしく。

(内田会長)

それでは今、委員長の方からご指名がありましたので、私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

まず、考えなければならないのは、先ほど説明がありましたように、施策の中にもありますとお

り、今町立病院の経営というのは慢性的な赤字であると。したがって、そうした中で、今後これらについては本当に真剣に考えていかなければならない問題だと思います。実はうちの単独で国保病院のこれも、前々から病院のいわゆる赤字体制について何とかこれはしなければならぬというようなことで議論しました。それで、前町長ともよく相談をしまして、やはりこれは議会も真剣にこれに取り組んでいただきたいというような行政側の要請がございまして、私はちょうど議長の時きだったのですけれども、それでは特別委員会を設置をするという形の中で特別委員会をつくりまして、徹底的に病院の議論をしてまいりました。その中で、これから病院というものを行政が運営していくということについては、これは大変な将来大きな一つの重荷になってくるのではなからうかと。ですから、この際に何とかひとつ改革をしなければだめではないかという話がございまして、たまたま厚生病院の方から引き受けてもいいよというような話があるということがありましたもののですから、私も前町長と2人で厚生病院の方に出向きまして、何とか病院の方を引き受けてもらえないだろうかというふうに話をしましたら、いや、これは町がそういう考えであれば引き受けても結構ですよと。しかし、病院を1度見させてくださいというようなことでありまして、実は厚生病院の方からうちの病院を見に来ました。その中で、結果どうなりましたということでお聞きしましたら、いや、あの病院ではとてもじゃないけれども、だめだと。全面的に改修をしなければだめだというようなことでした。

その改修というのは、私どもは厚生病院の方で全面的にやってもらえるのだと思いましたから、そうですかと。では何とかひとつそういうことでお願いしますと言ったら、実はどのぐらいかかるのですかと聞いたら、40億ぐらいかけないとだめだと。その40億の半分をひとつ行政で持ってくれないかというような、そういう話がありまして、それを聞いただけで私どもも、これはもうそういう話ならどうにもならないなと思っておりました。ところが、まだあったわけです。7年間ぐらいは赤字が続くだろうと。そういう中で、7年ぐらいではどうも赤字だと。ですから、その半分をひとつ負担してくれというような、病院が半分持って、そしてまた赤字になったときの半分を持つというようなことでございまして、私どもはもうそれを聞いて、それではとてもではないけれども話にならないということで、手を引きました。

それで同時に、私も帰りまして、たまたま前理事長がお見えになっておられましたもののですから、その理事長とお話をしまして、何とかうちの病院というのを、なかなかこれから大変だからロイヤルさんの方で何とかひとつ引き受けてもらえないだろうかという話をしましたら、町が本当にそういうような考えであるならば、うちの方としては引き受けてもいいですよ、そういう話がございまして、何とかそういうことでひとつお願いしたいというふうにお願いをしました。

ところが、この合併の問題が出てまいりましたもののですから、これについてはひとつ合併が今控えているので、合併の問題が出たので、合併の3町の中でいろいろ病院の問題については、いろいろとこれから真剣に取り組んでいかなければならないので、3町の合意を得ながらひとつ話を進めていきたいというようなことを申し上げまして、たまたま先般、息子さんですけれども、新しい理事長が来られまして、そんな話をしてくれるというようなもののですから、3町の町長さんにも来ていただいて、事務局の方にも出席をしていただいて、その内容について聞いていただいたというこ

とでございます。その結果、引き受けても結構ですよというような話がありました。

これは私の方が逆に聞きたいのですけれども、今ここにも書いてありますように、はっきり申し上げて、これは全国の95%の町立病院を有する自治体というのは、皆赤字で苦しんでいるわけです。そうした中で、これを今の合併の時期に、何とかこれをきちっと決めていかないと、このままの状態の中で続けてそのまま維持していくならば、この機会を逃がしたときには、私は絶対にこの病院問題というのは解決をつかないと思います。そんな中で私も決して前から申し上げましたとおり、絶対に民間委託に強行にやるということではございません。公的な病院を維持していくというならば、そのいわゆる計画、シミュレーションをちゃんと出してなかったら、今のような状態の中でずるずるといくのであれば、私は合併をしてもこの問題というのは大きな一つの新町の荷物になるというふうに私は思っております。これは大変、こうした病院を民間に委託するというについては、かなり抵抗があると思います。しかし、この際にこれをきちっとやっておかないと、私は大きな過去の荷物になり、新町の財政的な面で足を引っ張る一つのゆえんになるというふうに思っております。ですから、この問題も先ほど委員長から言われたように、北檜山町独自でそういう考えを持っておりまして、これは議会の皆さん方にも報告をして、そういうことがあるのだということも報告しております。

以上でございます。

(平田委員長)

どうもありがとうございました。

もう一つ、この前の町長会議でも花田委員から、大成町の現在の医療に対する5次の医療計画と申しますか、こういうのもちょっと議会の方で、委員会というのですか、でやった経過があるのだというようなこともありますので、もしよかったら簡単に今大成町で考えられていることについて、ちょっとお話しあれば、なおわかりやすいのかなというような気がしますが。

(花田委員)

実は隣に座っている大野議員さんが特別委員長でもありますから、医療に関しては今委員長がお話ししていただきましたように、大成町の国保病院の病院の健全化計画、これは国の制度を指定してやりまして、累積赤字に対して5年間でいわゆる5分割でそれぞれが国も3分の1、町も3分の1、病院の改善努力も3分の1という形の中で改善をしていくという、これがこういう制度でございます、ただいま第5次。この5次が平成18年度で5年のサイクルがまいります。そういうことで、うちの方は大ざっぱに約3億の累積赤字について、その解消に努力をしている途上にあると、こういう実態、これは隠し看板なく、これは町民にもひとしくそのようにお話をして、議会にもそのように言って現在なお取り組んでいると、こういう状況下にあります。

(平田委員長)

私から瀬棚の現状ということをちょっとだけ言わせてもらいます。実はこの問題が出てから、私

は診療所の医師と何回かにわたって瀬棚の診療所としてはどういう考えを持っているのか、当然私は行政の責任者としても、この議論は医者とやっています。その中で、実は幹事会の報告にあるような、こういう形も一つの試案として出ているのだけれどもどうだ、といったら、今はここにあるように、民だとか公だとか、そんなことを言っている時代ではない。やっぱりこの地域の医療資源というのは決められたものしかないのだから、これを民と公が有効に共同し合いながらやっていくべきだと。ですから、公的な医療機関の医師としても、民間との協力し合うことは全然問題ないと。ぜひできるならばそうしてほしい。第1に望むのはやっぱり公と公の中がやりやすいのだけれども、この地域の事情を考えるとそうもいかないだろうと。もう一番安上がりといったら悪いのですが、経費をかけないで効果的な医療をやるのは、ここの案であっていいのではないかと、そういう話は実はあるのです。

特に、診療所化した場合には、3町の診療所の体制というものは、きちんと予防医学というものに対して徹底していく、あるいは保健事業というものを徹底していくということで、医療費の削減、病気をしないような地域性というものをつくっていく必要があるだろうと、そういうような意見で、私も同感だということで話をした経緯がございます。

実は私のところも、今起債の償還をしていますから、年間大体5,000万ほど一般会計から繰り出しをしているのが実態なので、これがそれほど大きくこれから収入、支出の割合でふえていくという状況にはないので、何とかこの5,000万の中で推移していくのだろうなと思っています。

(中山委員)

一応主幹病院を中心にしてサテライト方式と。サテライトといえ、2軍という格好になるのですけれども、それが1点と、そういうふうになった場合、医師の確保というのか、その辺は、主幹病院を中心にしてやっていくのか。また診療所は診療所の形で行政の関係でやっていくのか。

それともう一つ、こういうふうな主幹病院を3町でつくるとなった場合に、北渡島の関係等はどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

(平田委員長)

北渡島、檜山の医療圏の中のベッド数の問題については既にオーバーしている現状にあるわけです。ですから、今後これを北檜山町さん、大成町さんの病院が診療所化していった場合に、どれだけの入院ベッド数を確保していくのかと。恐らく19床以下にしなければいけないわけですから、ベッド数が減っていくのだろうというふうに思いますので、この点については新しく、そのベッド数を新しい病院に持っていく部分というのは生じてくるのではないかなというような気がしています。

あと、北渡島の保健・福祉・医療圏の中で、療養型でなくて老健施設のもの46床残っています。ですから、これは19年にまた見直しをかけるという話ですので、それまでの間は46床の老健施設もこの地域で使えるというような、グループホームはこれから相当つくれるというような、そういう福祉と医療との連携策の中ではまだその枠組みというのはあるような気がします。19年にこれは見

直しをかけるようです。

医者の確保の問題については、ただ、私も自分の診療所は2人自治医大の確保をしているのだけれども、診療所になった場合に医局から果たして今までどおりに、医局を通してやっている場合に、派遣してくれるかという問題はそれぞれの町にあるのではないかというふうに思います。私は具体的なその辺は各町の方が知っていると思うのだけれども、私の方は別な機関でやっておりますから、うちは何も診療所のままですから問題はないのだけれども、あるのは大成町さんと北檜山町さんが診療所にした場合に、2人の医師を確保できるか。やはり有床であれば、1人では無理です。大変厳しいです。やっぱりベッドを持った以上は2人が必要になってくるだろう。それで、きょうここにあるように、大成町さんのようにやっぱり自分のまちで救急医療体制を継続していくとなると、なおさら2人体制というのは堅持していく必要があるのだろうなと思っています。

（花田委員）

中山委員さんのご心配の向きは、実は私どもを考えてみますと、率直に私たちが言っているのはさっき委員長も、恐らく診療所の所長さんのお話だと思うのですが、公と公のつながりであれば、それなりに当直云々についても同じ中のことです。これはいいのですけれども、民と公になったときの区切りがなかなか問題点があるという、当直のできない部分もありますし、そうなったときに一番頭によぎるのは、瀬棚の町長さん、今、委員長も、医師を確保するときは全国規模で歩いた人ですから、このつらさは人ごとでないだけのことは私も同様にありました。しかし、今の一つの選択肢の中で言った場合に、医師を仮にその形の中で得るということは、私は残念ながら1%の確率も乏しいなという気がします。なかなか頭の中で恐らくさっき委員長の報告どおり、今の時代はそうでないと言いながらもなかなかこの分野においてはそうすばつと言え切れぬ方の体質ではない体質のお医者さんおられますよね、現実には。本来であれば、合併の中での将来の方向づけをこれだけ真剣にやるというのは、それだけ難題であるということで、委員長このようにこの時期に会議を持ったものだ。これはすっきりしてサツとパツといくものだったら、こんなことでお話を冒頭から、1回目の会議からこういうお話を持たないはずなので、片や医療の関係については確認事項で現況で引き継ぐということがなっているのですけれども、なおこれは重要な課題なので、今のうちにそういう選択肢の一つとして、やっぱりきちんとすべきだろうとの委員長のそういうお考えもあるのだろうと思います。したがって、医師の確保の段階では、公、民という、そういう時代でないと言いながら大変苦しいと、率直にそう思っております。

それから続けて、さっき北檜山の町長さんから、厚生連の病院の進出の話は、実はこの話は私は農業の分野でないのですけれども、この話はある程度のことは耳にもしておりましたから、でもそのときの今の報告では、40億の建設費、7年でないとペイしないと、それまでのやっぱり2分の1の助成だとか、そうする状況というのは、北檜山の地区ということはある程度のエリアを見込んで恐らく厚生連さんのことですから検討したと思うのです。片や道南ロイヤルさん、板橋にも総本部あるのですから、世界にまたをかけてやっている医療機関ですから、規模は違うといえば違うのでしょうけれども、前段の厚生連の進出の判断と今そのものがにわかには好転したとは思いませんので、

果たして私たちが今、望む姿になるときに、そういうものがなくて、ある程度のものだけで進むのかどうかという、そううまく、片一方はそういうものはオールクリアできるのだということになるのかなという気も実はしながらお聞きしておりました。恐らくこれからのことなのでしょうけれども、何かその辺にも少しあるなど、こう思います。

(平田委員長)

暫時休憩いたします。

(休	憩)	(午後2時04分)
(再	開)	(午後2時54分)

(平田委員長)

休憩を閉じて会議に入らせてもらいます。

一応この小委員会としては幹事会の報告のとおり、これを小委員会として決定させていただいて、次の段階に入らせていただきたいと思います。

次に、日程第3の新町まちづくりプランの策定について、これを議題といたします。

第1回の委員会においては、計画案の34ページまで協議いたしております。きょうは35ページの第5章「将来像実現のための基本施策」から始めたいと思いますが、これは第5章の35から56ページまで、これの全体について先に説明をして、その後に細部の説明になっていくというふうに進めさせていただきます。

事務局の方、お願いします。

(駒谷事務局次長)

事務局から、この35ページからの説明をさせていただきます。

まず、説明の前に資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただきましたまちづくりプランの骨子案、これが今言っている35ページからのものがございます。

それから、本日机の上に配付させていただきました基本施策に係る主要事業の集計表、これが二つ目でございます。この事業集計表につきましては、3町から提案されました事業計画をもとにし、幹事会で調整を行って、その後、町長会議においても協議されました計画をまとめてございます。内容については後ほどご説明させていただきますが、お願いでございますけれども、この事業計画につきましては、先ほども議論になっておりますいろんな計画が載っているわけですが、本小委員会でご協議をいただくための資料ということで、あくまでも原案ということでございますので、これからいろいろと内容変更もあり得ることから、この資料の取扱いにつきましては、くれぐれもご注意をいただきながら取り扱っていただければと思います。変わることが十分ありますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

それではまず、こちらの文章で書かれた骨子案の方をご説明させていただきます。36ページで

ございます。前3枚目は目次になっておりますので、飛ばさせていただきます。

36ページからは前回の委員会で協議いたしました第4章で定めました基本方針の区分に従いまして、それぞれの施策を載せてございます。36ページの1番目としまして、基本施策の1「健やかに暮らせる福祉のまち」。

(1)といたしまして、保健・医療の充実ということでございます。この関係につきましては、ただいま前段で医療施策の関係をいろいろとご協議をいただいておりますが、この文章の中身としましては、ちょっと読ませていただきますが、すべての住民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、保健・医療・福祉はもとより、教育・コミュニティー・産業などさまざまな分野の一層の連携強化により、住民の健康づくりの意識の高揚と自主的に健康づくりへの取り組みを総合的に促進します。

また、母子保健の充実や生活習慣病予防及び介護予防を柱とした成人・老人保健の充実を初め、住民一人ひとりのライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

さらに、ますます高度化、多様化する医療ニーズや救急・休日・夜間等の医療需要にこたえられるよう、医療施設の整備充実を進めるとともに、関係機関との連携のもと、地域医療体制の強化に努めますというまとめでございます。

(2)につきましては、地域福祉の推進ということで、お互いが助け合いながら暮らすことができる優しい社会づくりを目指していきます、という内容のまとめでございます。

(3)につきましては、子育て支援の推進ということで、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つよう、保健・医療・福祉・教育部門が一体となって地域の子育て機能を支え、若い世代が安心して子供を産み、ゆとりをもって育てていくことができる環境づくりを総合的に進めますというまとめでございます。このために保育施設の充実やサービス、子育てにかかわる事業を実施していきますということでございます。

(4)につきましては、高齢者施策の推進ということでございます。この関係は高齢社会に対応し、新町としての介護保険事業計画及び老人保健福祉計画に基づき、各種介護保険対象サービスの充実を民間事業者等多様な主体とともに進めていくほか、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実、健康づくり施策の強化、また高齢者の生きがい対策など、社会参加の促進に努めます。

これらの事業を円滑に展開するために、広域・民間を含めて高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備充実を進めるほか、介護保険制度にかかわる事務や啓発など、総合的なサービス提供基盤の強化を図りますというまとめでございます。

(5)につきましては、障害者施策の推進、障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、さまざまな支援制度に基づく障害者福祉サービスの充実に努めますというまとめでございます。

38ページになりますが、(6)としまして、社会保障の充実では、低所得者が経済的に自立していくために適切な指導・運営体制をつくるということ、国民健康保険事業の健全な運営を図っていきますということの六つのまとめでございます。ただいま説明しました六つの区分に従いまして、この四角の中にありますそれぞれの事業を、39ページまで記載しているわけですが、これら

の事業を行っていくというまとめでございます。これが基本施策の第1でございます。

次に、40ページでございますが、2「活力に満ちた産業のまち」ということでございます。

(1)は農林業の振興。主な産業である農業の維持・高度化及び農業の持つ多面的機能の一層の活用に向け、環境変化に対応した総合的な振興対策を積極的に進めていきますということでございます。このためにいろいろな関係の整備、農地の確保・保全、有効利用、農道の整備などを進めていきます。また、農業協同組合を初めとする農業関連機関・団体と一体となった営農指導等の関係を、地域特性や社会に即した生産技術や作付体系の導入、新たな特産品の開発、産地化を推進していきますということでございます。

さらに、環境に配慮した農業の展開やグリーンツーリズム等の施策による都市と農村との共生・対流による農業の確立を図り、魅力ある農業への転換を目指していきます。

林業につきましては、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託の促進等を通じた広域的な林業体制の充実を図ってまいりますということでございます。

(2)につきましては、水産の振興でございます。漁獲規制、資源の減少、漁業就労者の高齢化、後継者不足等、水産業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。限りある水産資源を守り育てる資源管理型栽培漁業を積極的に進め、漁港整備や漁場造成、育成施設の整備など、基盤整備とともに販路の拡大やブランド化などに努め、「守り・育て・売る」水産業に取り組みますというまとめでございます。

41ページになりますが、商工業の振興につきましては、多様化、高度化する消費者ニーズ等の商業環境の変化に的確に対応できるよう、商業振興の核となる商工会の育成強化のもと、これと連携しながら経営者の意識改革や後継者の育成、近代的経営やサービスの向上を促進していきます。

また、商工会と連携しながら、既存企業の経営意識の高揚、経営体質・基盤の強化を促進していくとともに、関係機関との連携のもと、地域特性を生かした企業の誘致を進めていきますということでございます。

(4)は観光の振興でございます。3町には貴重な自然資源のほか、新鮮な特産物や宿泊施設があるということ。それと特色あるイベントなど多数の観光資源を備えています。これらの豊富な観光・レクリエーション資源を一層活用し、観光拠点のネットワークづくりを進めます。また、情報発信機能の強化によるPR活動の推進、豊かな自然、歴史資源、文化、産業資源、食文化を生かした体験・学習型、滞在型の観光地づくり、祭り・イベント等の充実や広域観光体制の充実を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図りますというものでございます。

(5)につきましては、雇用・勤労者対策の推進としまして、雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、ハローワークなど関係機関との連携のもと、新町一体となった就職相談や情報提供、時代変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、雇用の促進に努めますということでございます。また、労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくほか、すべての就業者が快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めますということでございます。

そして、先ほどと同様でございますが、この五つの区分に従いまして主要事業をこの四角の囲みの中に記載しているものでございます。この部分につきましては、42ページの方でございますが、

下段の方に観光の振興の関係で観光拠点の整備というところで、括弧内にそれぞれの観光の施設名を記載しておりますが、これは取った方がよろしいのかなとも考えております。また、体験型観光の推進という欄にも、その事業の内容を記載してございますけれども、全体のまとめの仕方としてこの部分は削除していった方がいいのかなというふうな感じを持っております。

以上が基本施策の2でございます。

それから、44ページになりますけれども、基本施策の3「自然と共生する安全なまち」でございます。

(1) としまして、環境景観の保全と創造ということでは、自然や環境の保護・保全を求めるニーズが増大している。地球規模での環境保全意識が急速に高まっているということから、これを総合的にとらえた施策を積極的に推進していくということでございます。このためにあらゆる分野における環境問題への適切な対応など、各種環境施策を総合的、継続的に推進していきますということでございます。

(2) は、公園・緑地・水辺の整備ということでは、住民が自然と触れ合いながら気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、憩える場、子供が安心して遊べる場を確保するため、身近な公園や広場の整備に努めますということでございます。

(3) につきましては、上下水道の整備でございます。住民が健康で快適な生活を営む上で欠かすことのできない水の供給については、今後とも安定的な水資源を確保しながら、水道施設の整備充実や水源地域の環境保全等を進め、安全で衛生的な水の安定供給に努めますということでございます。

また、公共用水域の水質保全や生活環境の改善に欠かせない下水道処理対策は、公共下水道事業の計画的な推進とともに、公共下水道区域に含まれない地域については、合併処理浄化槽設置事業の推進などにより、下水道の整備、普及促進に努めますということでございます。

45ページになっておりますが、このページで(4)が二つございまして、下の(4)は(5)、(5)が(6)、次の46ページの(6)が(7)となりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

(4) の環境衛生対策の推進でございます。ごみについては、収集体制の充実及び広域的な処理・処分体制の充実に努めます。また分別排出の徹底、自主的にリサイクル運動の促進によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努め、循環型社会の形成を目指しますということでございます。

(5) の消防・防災体制の充実では、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めるため、消防団の活性化を初め、消防施設や消防水利の計画的な整備充実、広域的な連携強化による常備消防・救急体制の存続・充実に努め、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、災害から住民の生命や財産を守るため、関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制の確立のもと、備蓄倉庫など防災施設設備の整備や住民の防災知識の高揚、防災無線の充実などに努めます。さらに、関係機関との連携のもと、危険個所の点検・整備を行うなど、治山・治水、海岸保全対策を進めます。

次に、(6) の交通安全・防犯対策の推進でございますが、住民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図っていくということと、安全な道路環境づくりに努めてまいります。そうした事業を進め、

交通事故のない安全な社会づくりを目指していきますというところでございます。

また、関係機関・団体との連携のもと、住民の防災意識の高揚を図るとともに、各種防犯安全活動の促進に努めます。さらに、必要な箇所に防災灯、街路灯の設置を進め、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保に努めますというところでございます。

次に、(7)の地域エネルギーの活用でございますけれども、日本初の洋上風車や蜂の巣型集合風車など、強い季節風を利用した風力発電施設を初め、暖房や融雪等への地熱エネルギー活用、自然エネルギーに関する研究施設など、環境への負荷が低い新エネルギーに関する施設等の導入、立地が進んでおります。今後は家畜ふん尿のバイオマスガスプラントでの活用等も検討されています。新町のまちづくりにおいて、環境保全や産業振興に結びつけて新エネルギー導入による波及効果を活用しますという、これが基本施策の3の7項目でございます。主要の事業につきましては、記載のとおりでございますが、ここで〇の二つ目でございますけれども、「公園緑地・水辺の整備」の項目の中に、二つ目に「植樹事業による緑化運動」と3行下に「植樹祭の実施」というのがあります。これは内容がダブっていくのかなと考えますので、植樹祭の実施というところは削除した方がいいと考えております。

それから、この囲みの中の「環境衛生対策の推進」というところでは、ここに「新エネルギー、クリーンエネルギーの活用」という項目が入ってございますけれども、これは次のページ、47ページの一番下に「地域エネルギーの活用」という項目がありますので、こちらに移動をした方がいいというふうに考えております。

それから、47ページでございますけれども、消防防災体制の関係で、ここで上から4行目でございますけれども、「急傾斜地崩壊防止事業」の関係で括弧書きで具体的に箇所づけをしておりますが、この関係につきましても、先ほどと同じように削除していった方がいいのかなと考えております。下の「海岸地区治山事業」につきましても、同様に考えております。

それから次に、48ページに移ります。基本施策の4「多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまち」ということで、1から順番に記載してございます。(1)は調和のとれた土地利用の推進ということで、土地利用につきましては、計画にのっとって調和のとれた土地利用を推進していくというまとめでございます。(2)の市街地の整備につきましては都市計画マスタープラン、これに基づきまして、市街地の整備を進めていくということと、(3)につきましては住宅対策の推進でございますが、今日の多様なニーズや地域特性に即した魅力ある良質な住宅建設の促進に努めます。公営住宅につきましては、住宅の建てかえや改善を計画的に進めていきますというところでございます。(4)の道路網の整備につきましては、広域的交流の一層の推進や安全・利便性の一層の向上、交流・観光ネットワークの強化等を見据え、地域高規格道路である渡島半島横断道路や開発道路北檜山大成線を初めとする国・道道などの整備を積極的に要請していくということと、地域の骨格となる幹線道路の整備を進めます。この幹線道路との連携や分担金等に配慮しながら、身近な生活道路の改良整備、維持補修を計画的、効率的に進めていきますというところでございます。

次に、49ページでございますが、公共交通機関の充実の関係では、地域住民の身近な移動手段として重要なバス路線の維持・確保、利便性向上を推進するほか、循環バスの運行など新たな生活バ

ス路線網の整備について検討していきますというまとめでございます。

(6)の港湾・漁港の整備でございます。この新町の地域には、地方港湾瀬棚港を初め13の漁港があり、地域産業に重要な役割を果たしてきています。今後も、ここに「港湾・漁港機能の充実を」と、「漁港」を加えさせていただければと思います。港湾・漁港機能の充実を図り、水産業や物流・交流の拠点として整備を進めますということでございます。

(7)は情報ネットワークの整備の関係では、住民生活の向上と地域社会の振興に向け、情報通信基盤の整備促進を図りますということでございます。主要な事業ということでは記載のとおり、四角の線の中に記載しているとおりでございまして、前の方の事業と同様でございますが、道路網の整備と住宅の対策の関係などに括弧書きで個別の事業を記載しておりますが、この辺につきましても前段と同様、調整してまいりたいと考えております。

次に、51ページになりますが、基本施策の5「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」ということで、(1)は生涯学習の推進ということでございますが、幅広いニーズに即した総合的な学習環境の整備を図り、「いつでも、どこでも、だれでも学習することができる」生涯学習社会の確立を進めますということでございます。

(2)の関係では、学校教育の充実ということでございますが、次代を担う子供たちが生きる力と豊かな心をはぐくみ、心身ともにたくましい人間として成長していくことができるよう、幼保一体化を図るなど幼児教育の充実を図ります。また、基礎・基本の確実な定着はもとより、社会の変化に主体的に対応できる力や豊かな心をはぐくむ教育を一層推進してまいります。

また、老朽化への対応や新たな教育内容に応じた学校施設・設備の計画的な整備充実を図り、快適な教育環境の創出に努めるとともに、学校給食の充実や通学対策の推進、さらには高等学校との連携強化など、総合的な教育環境の整備を進めます。

青少年の健全育成については、次代の担い手として健全に青少年が育成されるよう、家庭・学校・地域が一体となった体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進していきますということでございます。

(4)の芸術・文化の振興につきましては、個性あふれる文化の継承・創造を促すためにいろいろな自主的な芸術・文化の活動の一層の活性化を推進していきますということでございます。

(5)はスポーツの振興でございますが、すべての住民が生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツに親しみ、健康・体力の維持増進及び住民相互の交流が図れるよう、既存スポーツ施設の整備充実や管理体制の充実に努めますということでございます。

(6)は国際交流の充実と地域間交流の推進の関係でございますが、国際化の一層の進展に伴い、住民の国際性をはぐくみ、国際理解を深めるために学校教育や生涯学習の場において積極的に事業を進めます。また、地域資源を活用して、他地域との地域間交流を促進していきますということでございます。

主要な事業につきましては、52ページから53ページに記載の事業でございます。

最後に、54ページでございますけれども、基本施策の6「みんなで作るまち」ということで、

(1)は新時代のコミュニティ形成。これにつきましては、地域連帯の強化及び自治意識の高揚

など、さまざまな部分でのまちづくりを進めていきます。新時代のコミュニティーの形成を促進していくという内容のことです。

(2) は人権尊重のまちづくりの推進ということで記載のとおりです。

(3) は男女共同参画社会の形成につきましても、女性の社会参画機会の拡充などを進めていくという内容のものでございます。

(4) につきましては、住民と行政の協働のまちづくりの推進ということでございまして、これは住民と行政との新たなパートナーシップの確立のもと、ホームページの活用など、情報化施策と連動させながら、広報・広聴活動の一層の充実を図っていきますということと、55ページになりますけれども、各種行政計画の策定及び実施等、住民の参画、民間の参入を積極的に推進していきますということでございます。さらに、地域協議会等の地域ごとに住民組織の機能充実を進め、民間サービスの向上と地域住民の意向反映に努めますということでございます。

(5) は、自立した自治体経営の確立ということでは、地方分権時代の自立した自治体経営の確立に向け、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革と資質の向上、情報化の推進による電子自治体の構築など、新町としての行政改革を計画的に進めていきますということでございます。

一番下の行になりますが、限られた財源で最大の効果が上げられるよう計画的、効率的な財政運営を推進していきますということでございます。

主な事業としましては、記載のとおりです。これから出てまいります、電算システムの関係ですとか、ここの中に入ってくるものでございます。

長くなって申しわけございません。以上でございます。

(平田委員長)

今、説明ありました「将来像実現のための基本施策」、ちょっと長いですが、一括して何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、この項についてはこれで終わらせてもらいますが、ちょっと長くなったので、では5分ほど休みます。

(休	憩)	(午後3時30分)
(再	開)	(午後3時40分)

(平田委員長)

それでは、休憩を閉じて会議に入らせていただきますが、次に基本施策についての協議をしたい

と思いますが、今度は基本施策1から6ありますので、これについては1、2、3、4、5、6、それぞれをもって区切っていきたいというふうに思いますので。

では、事務局の方から説明をお願いします。

(駒谷事務局次長)

それでは、別冊の主要事業集計表の方でご説明をさせていただきます。

この資料、ページを打ってございますけれども、表紙の次、1ページ目につきましては、先ほど説明しました六つの基本施策の総括集計表でございます。この関係は最後に説明させていただきます。

次をめくっていただきまして、2ページでございます。2ページには、基本施策の1における主な事業費をまとめたものでございます。この表の合計額でございますが、概算事業費で11億1,000万円、そのうち合併特例債が6億8,600万円でございます。

内容でございます。3ページをお開きいただきます。ここでは区分ごとに事業名を記載してございますけれども、事業費の入っているものと事業費が空欄になっているものがございます。これはこの資料全般になっているものでございますけれども、事業費の入っているものにつきましては、合併に伴って行おうとする事業でございまして、特例債や過疎債など起債を使って行う事業、これを計画していくというものでございます。また、事業費が記載されていないものにつきましては、今まで各町で実施してきている事業で今後も実施していくもの、また合併に伴って集約して行う事業など、さらには各地域でこの計画に新たに示していこうとする事業を載せているものでございます。

起債を使って行うもの、それと補助事業につきましては、北海道知事に対しまして事前協議を行うこととなっておりますので、本委員会では協議をしていただいた後に北海道に対して事前の協議をしていきたいと考えてございます。道に対する協議につきましては、1回きりでございませぬので、委員会では変更、追加、削除などありましたら、その都度道に対しても変更の協議を行っていくというものでございます。

それでは、内容でございますが、3ページです。保健・医療の充実の関係では、計画事業費で1億8,000万円でございます。そのうち特例債が6億8,600万円でございます。この項目につきましては、先ほど前段で議題となりました幹事会からの報告に沿って計画をしていかなければならないわけでございますが、ここに記載されている段階では、その報告書のとおりにはまとめとはまだなっておりませぬ。この集約をした段階ではその方向に沿った形では全部がなっているわけではございません。まず、具体的にですが、大成地区に診療所を建設する。これは保健センターを併設するという計画でございます。

次に、診療所電算化システムの導入事業につきましては、レセプトとカルテを電算化するというものでございます。

次に、介護老人保健施設建設事業では、定員50床の施設を瀬棚地区に計画するというものでございまして、それから先ほども申し上げましたが、幹事会報告に基づいた計画という部分になります

と、これに北檜山国保病院の関係、それから主幹病院となる病院に対する支援の関係などがこれから追加計画されていくことになろうかと思えます。

次に、患者バスの運行业務につきましては、これは3町ただいまそれぞれで行っておりますが、これを一本化して民間に委託するという計画でございます。次の訪問看護ステーション事業、デイケア事業、各種の保健事業につきましては、引き続き今までどおり行っていくというものでございます。

次に、二つ目の区分の地域福祉の充実の関係でございますが、福祉バスの運行、この関係につきましても民間に委託して行っていくというものでございまして、あとの公営温泉浴場、社会福祉協議会の関係の事業につきましては、引き続き運営支援していくというものでございます。

次に、子育て支援の推進では、計画事業費で3,000万円でございますが、これにつきましては、大成地区と北檜山地区の保育所に子育て支援センターを併設して設置するという計画でございます。瀬棚地区につきましては既に設置済みということでございます。

次に、母子保健事業、保育事業、学童保育事業、出産祝い金支給事業につきましては、引き続き行っていくというものでございます。

次に、高齢者施策の推進、次のページになりますが障害者施策の推進では、3ページの在宅介護支援センター運営事業から次の4ページまでに記載されました事業につきましては、引き続き行っていくというものでございます。

以上が基本施策1の主な事業計画でございます。

以上です。

(平田委員長)

今の基本施策1について何かご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないですか。

それでは次に、基本施策2についてお願いします。

(駒谷事務局次長)

次に、5ページからでございます。基本施策2の活力に満ちた産業のまちについてでございます。この5ページにつきましては事業費の概算の合計額でございますが32億2,640万円、そのうち合併特例債が5,700万円、過疎債が2億1,970万円、その他の起債が1億9,860万円でございます。事業の内容でございますが、6ページをお開き願います。農林業の振興についてでございますが、計画の事業費で26億430万円でございます。そのうち過疎債が4,400万円、その他の起債が1億9,860万円ということでございます。この内容につきましては、上から順番にいきますけれども、瀬棚地区

で中山間地域総合農地防災事業、森林管理道大里線開設事業、茂津多林道舗装事業、合わせまして事業費で1億1,790万円。北檜山地区におきまして道営中山間地域総合整備事業、畜産環境整備リース事業、公共牧場草地改良整備事業、日向坂地区農免農道整備事業、道営大谷地区経営体育成基盤整備事業、道営武沢地区経営体育成基盤整備事業、合わせまして24億8,640万円の計画でございます。金額の入っていない部分でございますが、米乾燥貯蔵施設整備事業から一番下の公費造林事業まで記載のと通りの事業を計画しているものでございます。

次に、水産業の振興でございますが、計画事業費合計で3億5,710万円、そのうち過疎債が1億7,100万円でございます。この内容につきましては、大成地区で水産種苗センター事業、根付魚種中間育成事業、また漁業協同組合の経営再建特別合併対策事業、合わせまして2億4,580万円。瀬棚地区では増養殖作業保管施設整備事業、アワビ海中養殖事業、魚類海中養殖事業、漁業協同組合再建特別合併対策事業、合わせまして1億90万円でございます。北檜山地区では漁業協同組合の合併対策事業に1,040万円の計画でございます。

次に、7ページでございますけれども、一番上の檜山漁業協同組合広域事業から中段より下の部分でございますけれども、浅海増養殖事業まで記載の事業を計画しているものでございまして、下の方の三つの事業につきましては、北海道が直轄で行う事業として3地域に計画しております。これも北海道に協議、要望していくものでございます。

次に、商工業の振興では、商工会事業補助金、中小企業特別融資事業を引き続き行っていくというものでございます。

次に、観光の振興では、事業計画合計2億6,500万円、そのうち特例債が5,700万円、過疎債が470万円でございます。この内容につきましては、全地域の対象事業ということで、観光ルート整備事業を5,000万円、瀬棚地区では青少年旅行村整備事業1,000万円、北檜山地区で温泉ホテル土地取得、それと温泉の足湯整備事業を合わせまして2億500万円の計画でございます。ほかに観光振興事業を計画していくというものでございます。

以上でございます。

(平田委員長)

基本施策2について、ご質問をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないですか。

では次の方に移らせてもらいます。基本施策3。

(駒谷事務局次長)

基本施策3につきましては、8ページでございます。このページにつきましては、概算事業費合

計で70億4,580万円。そのうち、合併特例債が8億9,620万円、過疎債が14億7,910万円、その他の起債が13億5,900万円でございます。事業の内容は9ページをお開き願います。

一つ目の公園・緑地・水辺の整備の関係では、植樹事業のほか記載の事業を計画しているものがございます。

次に、上下水道の整備の関係では、事業費合計で56億5,220万円。そのうち過疎債が13億8,410万円、その他の記載で13億5,900万円でございます。この事業の内容につきましては、大成地区で公共施設等の水洗化改修事業、それと特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業、それと水道の更新事業、合わせまして32億3,090万円でございます。

瀬棚地区では、簡易水道移設整備事業、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業、合わせまして5億8,640万円、北檜山地区では水道老朽管更新事業、水道施設改修事業、公共下水道事業、若松地区農業集落排水整備事業、若松地区簡易水道基幹的施設改良事業、合わせまして18億3,490万円の計画でございます。

次に、環境衛生対策の推進では、全地域対象事業といたしまして最終処分地施設整備事業に対する町の負担金として6億3,460万円でございます。このうち特例債が6億270万円でございます。この事業につきましては、北部檜山衛生センター組合が行う事業でございます。総事業費が12億7,989万8,000円でございます。そのうちの新町の負担金が6億3,460万円ということになっているわけでございます。

次に、消防防災体制の充実の関係でございますが、事業費合計で3億9,900万円、そのうち合併特例債が2億9,350万円でございます。この内容につきましては、北檜山地区に防災行政無線システムを整備するという計画でございます。消防の関係、以下消防庁舎建設事業から9ページまでの事業につきましては、消防の整備関係を計画していくというものでございます。

そして、10ページでございますが、防災対策事業としまして、それぞれ国、北海道の直轄事業としてこれを協議、要望していくというものでございます。

次に、交通安全、防犯対策の振興については、計画事業費で1億円でございます。そのうち過疎債が9,500万円でございます。これの内容につきましては、瀬棚地区で街路灯改修事業の計画でございます。

次に、地域エネルギーの活用関係でございます。事業費で3億5,000万円でございます。これの内容につきましては、北檜山地区の温泉、1号井の代替施設整備として4号井を開発するという計画でございます。

以上が基本施策3の事業計画でございます。

(平田委員長)

基本施策3、自然と共生するまち。この内容について何かございましたらお願いします。

(濱口委員)

9ページの中段の衛生センターの事業なのですけれども、これは今金町の案分はどういうふうな

形で案分されているのかお伺いします。

(駒谷事務局次長)

お答えします。衛生センター組合から提出になった資料でございますけれども、単純にこの計算は、今現在4町で構成しておりますその負担割合、それを3町分と1町分に分けているものでございます。ですから、現状の負担割合で今金が36.8%、残りの部分が新町ということになっています。今金町としての負担金額としましては、3億7,368万円ほどになります。

(平田委員長)

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ではないようですので、次の基本施策4の多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまち。

(駒谷事務局次長)

次に、基本施策の4、11ページでございます。このページにおきます総事業費でございますが、19億2,000万円。このうち合併特例債が3億4,480万円、過疎債が7億5,150万円、その他の起債が1億700万円でございます。事業の内容でございます。12ページをお開き願います。

調和のとれた土地利用の推進、それと市街地の整備の関係では、都市計画に関する事業を計画しているものでございます。

次に、住宅対策の推進でございます。ここでは800万円の計画でございますが、これの内容につきましては、瀬棚地区と北檜山地区の公営住宅ストック総合活用計画策定業務という計画でございます。これは大成地区では既に計画を策定済みという関係から、2地区のみの計画になっているわけでございます。そのほかに公営住宅の整備、宅地造成など記載の事業を計画しているものであります。

次に、道路網の整備の関係でございますが、事業費合計で11億9,200万円。そのうち特例債が3億4,100万円、過疎債が6,750万円、その他の起債が1億700万円でございます。この内容でございますが、大成町地区では町道古櫓太線改良事業で1億5,000万円、瀬棚地区で町道馬場川鈴野原線道路改良事業、町道栽培センター通線改良事業、合わせまして2億5,200万円。北檜山地区で都市計画道路駅前通改良事業、町道北檜山駅線改良事業、合わせまして7億9,000万円の計画でございます。ほかに町道島歌線維持補修事業から下の方の仮称若松4号線改良事業までの記載の事業をそれぞれ計画しているものでございます。そして、この表の下側、五つの事業につきましては、国及び北海道の直轄事業であります。これの早期完成を協議、要望していくというものでございます。

次に、13ページの公共交通機関の整備の関係では、生活路線バスに関するそれぞれの事業を引き

続き行っていくという計画でございます。

最後の漁港・港湾の整備の関係では、事業費合計で7億2,000万円、そのうち過疎債が6億8,400万円でございます。この内容でございますが、瀬棚地区の港湾整備事業に係る町の負担金でございます。これほか大成地区、瀬棚地区それぞれ記載の事業を計画しているものでございます。また、国、道の直轄事業として記載のとおり、各漁港の整備について計画し、道の方に協議、要望していくというものでございます。

以上でございます。

(平田委員長)

基本施策4について何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

では、基本施策の5、豊かな人間性と文化をはぐくむまち。

(駒谷事務局次長)

次は14ページでございます。基本施策の5、このページの事業費の合計は18億3,210万円、そのうち合併特例債が3億2,300万円、その他の起債が4億800万円でございます。事業の内容につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。

生涯学習の推進の関係では、5,000万円でございます。この内容につきましては、大成地区の図書館の整備事業でございます。ほかに記載の事業の計画をしているものでございます。ここで複合型コミュニティーセンター建設事業、それと図書館、郷土館等建設事業、これらが別々の事業として出てきておりますが、将来的にこれを一体化したようなものを検討してはどうかということでございます。

次に、学校教育の充実の関係では、事業費で12億8,210万円、そのうちその他の起債で4億800万円でございます。この内容につきましては、大成地区におきまして久遠小学校の大規模改修事業で1億5,700万円。北檜山地区で北檜山小学校改築事業及びそれに関連する事業、それと給食施設整備事業、合わせて11億2,510万円の計画でございますが、この給食施設整備事業、給食センターにつきましては、統合一元化が検討されております。これが決定されるということになれば、これにかかる経費がまた新たに加わることが予想されております。そのほか、記載されておりますそれぞれの事業を計画しているというものでございます。

次に、青少年の健全育成では、記載されておりますそれぞれの事業につきまして、引き続き行っていくという計画でございます。

次に、16ページの芸術文化の振興につきましては、記載されておりますそれぞれの事業を引き続き行っていくというものでございます。

スポーツの振興の関係では、事業費合計で5億円。そのうち合併特例債で3億2,300万円でございます。これの内容につきましては、北檜山地区に健康増進などを目的としました温水プールの建設事業5億円の計画でございます。ほかに記載されておりますそれぞれの事業を計画しているものがございます。

それから、最後の国際交流の充実と地域交流の推進では、記載の事業を引き続き行っていくという計画でございます。

以上が基本施策5でございます。

(平田委員長)

では、基本施策5についてのご質問ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

では、次に移らせてもらいます。基本施策6の自立した自治体経営の確立について。

(駒谷事務局次長)

大変申しわけございません。この資料の自立した自治体経営の確立というのは、項目の部分でございまして、次第が間違っておりました。大変申しわけありません。

この基本施策の6は、みんなでつくるまちづくりという部分でございます。訂正させていただきます。

この関係では、17ページでございますが、ここでは事業費を8億円、そのうち合併特例債6億6,500万円を見込んでございます。事業の内容につきましては、18ページでございます。

コミュニティー形成の関係では、住民と行政の協働のまちづくりとあわせると、この記載の町内会組織の支援から情報公開の関係まで計画をしていくというものでございます。自立した自治体経営の確立の関係では、ここは事業費で8億円、合併特例債が6億6,500万円でございます。この内容につきましては、地域全体の事業としてただいまこれは委託事業として実施されております行政電算システムの整備統合、それと地域ネットワークシステムの統一化整備、これを合わせて8億円計画してございます。この関係につきましては、ただいま調整、これからの方向などを業者に委託しておりますので、その結果を待つて事業費が変更される可能性もあるわけですが、ここでは計画として8億円ということでございます。

以上でございますけれども、先ほど申し上げました1ページにお戻りいただきたいと思っております。

1ページにつきましては、ただいまご説明申し上げました基本施策の1から6までの事業内容でございます。これが集計したのが総括表として1ページでございます。ここでは下の合計欄のみご説明いたしますが、概算事業費総額で159億3,430万円、このうち合併特例債が29億7,200万円、過疎債が24億5,030万円、その他の起債が20億6,540万円でございます。このほかの財源としましては、

国や道の補助金、それからそのほかは一般財源ということになるわけでございます。

以上で、基本施策にかかる主要事業の内容について説明を終わります。

(平田委員長)

それでは、基本施策の6と総括表について何かございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、ではこの基本施策の件につきましては、これで終わらせてもらいます。

次に、第6章の北海道事業等の推進について、事務局の方でお願いします。

(駒谷事務局次長)

それでは、最初に使いましたまちづくりプラン（骨格案）の方の資料をごらんいただきたいと思
います。

58ページをお開き願います。ここでは「北海道事業等の推進」ということで北海道の役割を記載
しております。北海道は、地方分権推進の視点から檜山北部3町の合併による新町の建設を総合的、
効果的に進める上で、新町と連携、協力しながら新町の速やかな一体性の確立や地域特性を生かし
た魅力あるまちづくりへの取り組みを積極的に支援していきます。ということで、2の事業につき
ましては、先ほどご説明した事業集計表の方の北海道の直轄事業などが協議調い次第、この表に載
っていくというものでございます。ここの1の役割の分につきましては、このまま北海道との協議
に付されると、協議されるというものでございます。

以上です。

(平田委員長)

ただいまの説明の件について何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、次に移らせてもらいます。

次に、第7章の公共施設の適正配置と整備について。

(駒谷事務局次長)

次に、59ページからでございます。1枚お開きいただきまして60ページになりますが、公共施設
の適正配置と整備についてでございますが、読ませていただきます。

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性やバランス、住民の利便性等に十分配慮して、逐次検討を行います。新町の庁舎については、旧町役場庁舎を活用し、住民窓口サービスの低下を招かないように、十分配慮して必要な機能の整備を図ります。学校については、住民意向をよく把握し、地域の特性や通学の利便性も考慮しながら、その統廃合を検討します。

また、新たな公共施設の整備については、合併後の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めますという方針でございます。

以上です。

(平田委員長)

ただいまの件についてありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

それでは、今日の議題になったものにつきましては、これで全部終了いたしました。

皆さんにお諮りいたします。本日、協議されました内容を踏まえて、前回ご協議いただきました第4章の地域別整備の方針やまちづくりプランの最後にあります第8章の財政計画の策定作業が必要となりますので、本日の協議はここまでといたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

それでは、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回開催につきましては、先ほど申し上げた作業がありますので、準備が整い次第開催したいと思います。

4. その他

(平田委員長)

この際、その他事項について皆さんから何かございますか。

(濱口委員)

先ほど何のちょっとずれてしまったのだけれども、先ほど委員長も言われましたように、北檜山の病院の件、17億とかという数字言っていましたけれども、これは何でこれに載ってこないのか、その理由だけ教えてください。

(駒谷事務局次長)

この事業計画に関しまして冒頭申し上げましたように、各町から出されました計画に基づきまして、幹事会で調整し、その後、町長会議において協議をしていただきました。その経過の中で最初、病院の建設計画というものがあったわけですが、その協議の経過の中で削除になったということでございます。

(平田委員長)

先ほどの病院の幹事会の報告の中でありましたように、そうした方向で一応小委員会として決定させてもらった。そうなりますと、北檜山国保病院の改築というものはそこに生まれてこない。いわゆるロイヤルを主幹病院として、北檜山の国保病院を診療所化していくということで、新たな建設は出ないけれども、先ほど説明あったように、民間への支援策をどうしていくか、それから北檜山国保の診療所化するためにどのような改築をしていくか、この辺で後ほど新たな財源を入れていかなければいけないというようなこと、ちょっと説明あったとおりでございます。

(濱口委員)

わかりました。

5. 閉 会

(平田委員長)

以上で本日の会議を終わらせてもらいます。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後4時16分)